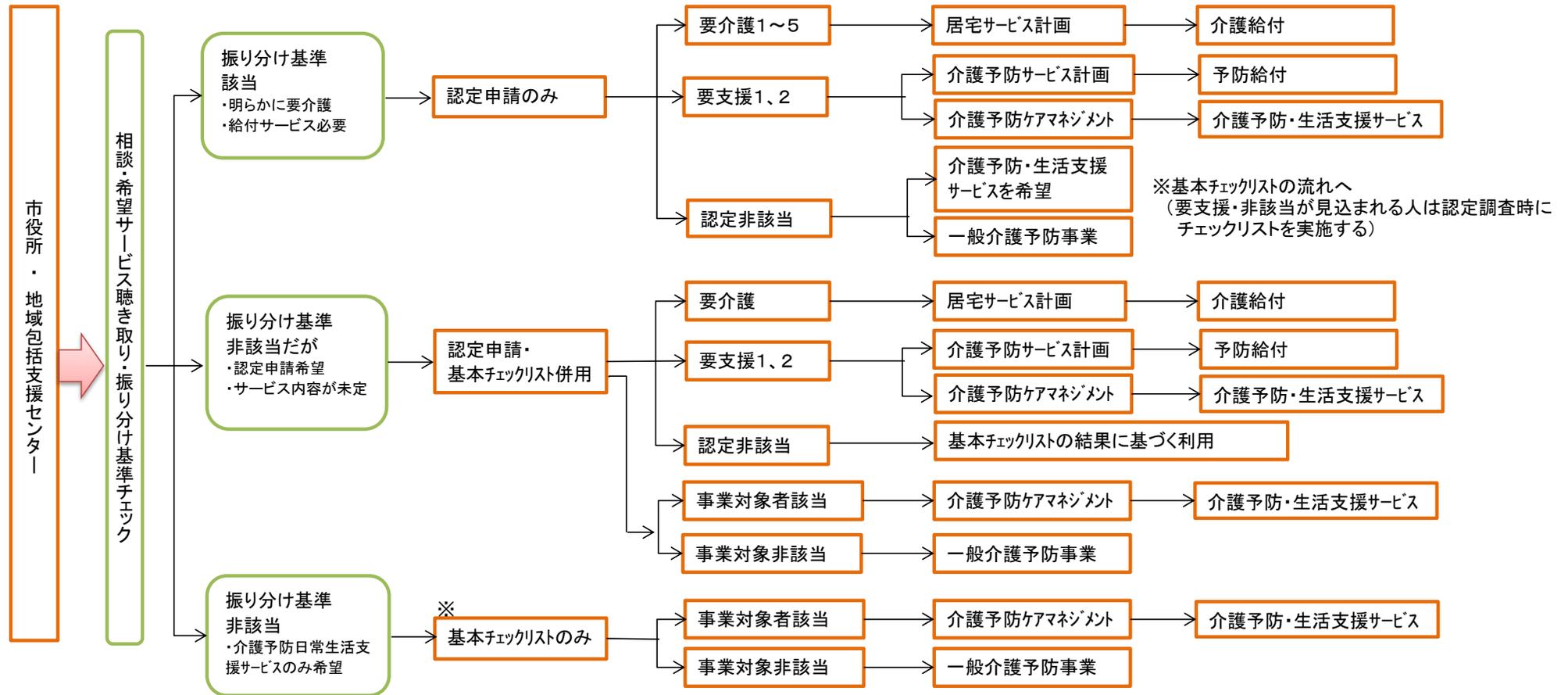


申請の流れ(65歳以上の方)

* 第2号被保険者(40~64歳)の方は、要介護認定申請が必要です。

※平成28年4月1日以降の新規申請者、5月31日で認定期間が終了する更新者から対象とする。

- ①相談窓口(介護高齢福祉課・地域包括支援センター)で、相談の目的や希望するサービスを聴き取る。
- ②振り分け基準をチェックし、1つでも該当があれば要介護認定申請へつなぐ。
- ③介護予防・日常生活支援サービス、要介護認定申請、一般介護予防事業について説明。 *パンフレット作成について検討中
 - ・介護予防・日常生活支援サービスのみ利用希望であれば、要介護認定を省略し、基本チェックリストを用いて事業対象者とし、迅速なサービス利用が可能であること。
 - ・事業対象者となった後や、サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要時は要介護認定等の申請が可能であること。
 - ・要支援状態からの自立促進や重症化予防の推進を図る事業であること、ケアマネジメントの中で本人が目標を立てサービスを利用しながら取組んでいくこと。
- ④事業対象者への被保険者証の交付(被保険者証には「事業対象者」「チェックリスト実施日」「担当包括名」を記載します。)
 - ・市役所でチェックリスト実施の場合:実施結果を包括へ送付→本人から介護予防ケアマネジメントの届出→被保険者証発行
 - ・包括でチェックリスト実施の場合:包括を通じて介護予防ケアマネジメントの届出→被保険者証発行



- 更新申請の場合、すでに包括と契約している人は、有効期間終了の前々月末に市で対象者リストとチェックリストを出力する。なるべく包括にてチェックリスト実施と代行申請をお願いしたい。
- チェックリストを実施し、事業対象者となった場合、チェックリストの写しを包括に送付する。介護予防ケアマネジメントの届出後に被保険者証を発行する。ただし、窓口の混雑等で、後日郵送になる場合もある。